

結城市学校適正配置等検討委員会設置要項

(設置)

第1条 本市の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の適正な配置及び規模並びに小中一貫教育の実施（以下「適正配置等」という。）について検討し、児童及び生徒（以下「児童等」という。）に対するより良い教育環境を整備し、充実した学校教育に資するため、結城市学校適正配置等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を結城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告又は提言をするものとする。

- (1) 小中学校の適正配置等に係る基本的方針に関すること。
- (2) 小中学校の適正配置等の基本的な取組に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係機関（幼児教育・保育機関を含む。）の職員
- (2) 小中学校の児童等の保護者
- (3) 自治会の代表者
- (4) 結城市議会議員
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、前条第2項の要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要項は、令和2年12月4日から施行する。